

## 審議会等の会議結果報告

|            |   |                |                      |
|------------|---|----------------|----------------------|
| 1. 会議名     | 平成 28 年度第 3 回松阪市行財政改革推進委員会  |                |                      |
| 2. 開催日時    | 平成 28 年 11 月 7 日（月）午前 10 時 00 分～午前 11 時 55 分  |                |                      |
| 3. 開催場所    | 松阪市役所 本庁舎 5 階 特別会議室   |                |                      |
| 4. 出席者氏名   | 委員  | 塩谷 明美          | 副委員長                 |
|            |   | 落合 隆           | 委員長                  |
|            |   | 慶徳 亘紀          |                      |
|            |   | 竹川 博子          |                      |
|            |   | 田中 里美          |                      |
|            |   | 松浦 信男          |                      |
|            |   | 村田 善清          |                      |
|            | 事務局   | 加藤 正宏          | 経営企画部長兼市長補佐官         |
|            |   | 橋爪 敏昭          | 経営企画部次長兼行政改革特命担当     |
|            |   | 西口 裕登          | 経営企画課市政改革係長          |
|            |   | 鈴木 悠太          | 経営企画課市政改革係員          |
|            |   | 田中 広毅          | 経営企画課市政改革係員          |
|            | 推進チーム   | 榊原 典子          | 経営企画課長               |
|            |   | 中林 穰太          | 公共施設マネジメント推進室長       |
|            |   | 伊藤 由里          | 地域づくり応援室長            |
|            |   | 中西 雅之          | 総務課長                 |
|            |   | 廣本 知律          | 財務課長兼松阪市土地開発公社業務管理課長 |
|            |   | 松山 吉仁          | 職員課長                 |
|            |   | ※参考：           |                      |
|            | 田中 靖  | ICTガバナンス推進担当監  |                      |
|            | 若山 幸則   | 職員課長補佐兼人事・研修係長 |                      |
| 5. 公開及び非公開 | 公 開   |                |                      |
| 6. 傍聴者数    | 1 名   |                |                      |
| 7. 担当      | 松阪市経営企画部経営企画課<br>TFL 0598-53-4363<br>FAX 0598-26-4030<br>e-mail kei.div@city.matsusaka.mie.jp |                |                      |

協議事項・議事録 別紙

## 平成 28 年度 第 3 回松阪市行財政改革推進委員会 議事録

と き：平成 28 年 11 月 7 日（月）午前 10 時 00 分～午前 11 時 55 分

と ころ：松阪市役所 本庁舎 5 階 特別会議室

出 席 者：塩谷明美（副委員長）、落合隆（委員長）、慶徳巨紀、竹川博子、田中里美、松浦信男、  
村田善清

事 務 局：加藤正宏（経営企画部長兼市長補佐官）、橋爪敏昭（経営企画部次長兼行政改革特命  
担当）、西口裕登（経営企画課市政改革係長）、鈴木悠太（経営企画課市政改革係員）、  
田中広毅（経営企画課市政改革係員）

推進チーム：榊原典子（経営企画課長）、中林穰太（公共施設マネジメント推進室長）、伊藤由里（地  
域づくり応援室長）、中西雅之（総務課長）、廣本知律（財務課長兼松阪市土地開発公  
社業務管理課長）、松山吉仁（職員課長）、※参考：田中靖（ICTガバナンス推進担  
当監）、若山幸則（職員課長補佐兼人事・研修係長）

傍 聴 者：1 名

事 項：1. 「松阪市行財政改革推進方針」策定スケジュールについて  
2. 「松阪市行財政改革推進方針（案）」について  
3. その他

---

（午前 10 時 00 分開始）

事務局)

---

ただ今より、平成 28 年度第 3 回松阪市行財政改革推進委員会を開催させていただきます。

（当日資料の確認：

- ・ 事項書
- ・ 資料 1 「松阪市行財政改革推進方針」策定スケジュール
- ・ 資料 2 パブリックコメント実施要領兼意見書様式
- ・ 資料 3 「松阪市行財政改革推進方針」の策定にあたって（概要版）
- ・ 資料 4 「松阪市行財政改革推進方針（案）」
- ・ 資料 5 「松阪市行財政改革推進方針」に対する意見および対応一覧（ ）

本委員会は、松阪市が定める「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針 3 会議の公開の基準」に基づき、公開とさせていただきます。

前回の委員会では、「総合計画」策定に伴い、「松阪市行財政改革大綱（以下、「大綱」という。）」、「松阪市行財政改革大綱アクションプラン（以下、「AP」という。）」に替わる、新たな「行財政改革」の方針として、「松阪市行財政改革推進方針（以下、「方針」という。）」を策定することを報告し、現在実施しているパブリックコメントの資料となる、「松阪市行財政改革推進方針（案）（以下、「方針（案）」という。）」のとりまとめに関して意見を頂戴した。

本日は、パブリックコメントの資料である「方針（案）」の内容について、改めて意見等を頂戴し、公表に向けた最終修正等の参考とさせていただきたいと考えているので、お気づきの点等は是非ご教示願いたい。

議事の進行については、委員会規則第 5 条に基づき、委員長が行う。

委員長)

---

それでは、議事を進める。

事項 1 『松阪市行財政改革推進方針』策定スケジュールについて』に関して、事務局は説明するように。

## 1. 「松阪市行財政改革推進方針」策定スケジュールについて

事務局)

---

資料 1 『松阪市行財政改革推進方針』策定スケジュール』をご覧ください。

冒頭にも説明したが、10/21（金）より「方針（案）」に対するパブリックコメントを実施しており、資料 2 「パブリックコメント実施要領兼意見書様式」に示す通り、11/18（金）までの約 1 か月間、市役所および各地域振興局、市ホームページにて資料を公開し、意見書を受け付けている。

パブリックコメントに加えて、本日の委員会および市議会からの意見等を総合し、公表に向けた最終調整等を行い、2 月初旬に再度本委員会にて確認いただいた上で、政策会議にて公表の承認を得る予定である。

（次回、第 4 回委員会の開催日程調整を行う。

2/3 午後 1 時 30 分～ 松阪市役所 5 階特別会議室を予定。）

次回は、本年度の「行財政改革」に関する取組内容および総括についても併せて報告させていただく予定であり、本年度の最後の委員会と予定している。

以上で事務局の説明を終了する。

委員長)

---

ただいまの事務局の説明に対し、意見等ないか。

(意見なし)

## 2. 「松阪市行財政改革推進方針（案）」について

委員長)

---

それでは、事項2. 「『松阪市行財政改革推進方針（案）』について」に移る。

事務局は説明するように。

事務局)

---

※資料3～5に基づき説明

- ・資料5は、資料4をとりまとめる過程における、本委員会および庁内での協議等からの意見等に対する対応等をまとめたものである。一覧には、パブリックコメントに際し修正を反映したものと、最終案に向けて、今後調整等を行っていくものがある。
- ・パブリックコメントを実施するにあたり、資料4は内容が難解であるため、補助資料等が必要ではないか、との意見を受け、概要版にあたる資料3を新たに作成している。  
(その他、前回の委員会にて提示した資料からの変更点について説明。)

委員長)

---

ただいま事務局より、「方針（案）」の策定過程および、パブリックコメントの資料について報告があった。

「方針（案）」をパブリックコメントの資料として公開するにあたり、前回の本委員会における各委員からの意見および市役所内部の協議等における意見について、資料5のとおり整理を行っているとの説明であった。

それではここから、「方針（案）」の内容や修正過程について、改めて協議を行うが、前回同様、「方針（案）」の章（全4章）ごとに区切って進行し、最後に全体について質疑を設けることとする。

委員、事務局ともよろしいか。

(委員・事務局承認)

委員長)

---

それでは、資料4「方針(案)」第1章の内容について、意見等ないか。

委員)

---

本日の委員会の位置づけはどのようなものか。パブリックコメントで「方針(案)」を公開している以上、これからの修正は可能なのか。

事務局)

---

スケジュールに示しているとおり、本日の委員会、パブリックコメント、市議会からの意見等を参考として、来年1月を目途に最終案をまとめる予定としている。

お気づきのことがあれば、是非ご意見いただきたい。

委員)

---

P.3には、市のこれまでの「行財政改革」の取組と成果として、職員数の推移を棒グラフにて図示しているが、視覚的にかなりの職員数を削減しているように感じられる作りとなっており、市民にとっては、行政サービスの縮小や低下が懸念されるのではないかと感じる。

図示の方法や、説明等で工夫されてはいかがか。

また、職員数の推移に「市民病院職員を除く」とあるが、どのような意図か。

委員)

---

前回の委員会では、「公共施設マネジメント」の削減目標について、削減率から市民サービスが低下すると受け取られかねないとの意見があり、このたびの資料では修正が行われている。職員数の減少についても、同様のフォローを検討してもよいのではないか。

事務局)

---

資料4のP.3における職員数の推移のグラフは、原点(縦軸と横軸の交差点)を1,300人から開始しており、視覚的には、実数以上に減少幅が大きい印象を受けるかもしれない。委員の提案のように、原点を0人からのグラフに改めることなどを検討したい。

委員)

---

「松阪市行財政集中改革プラン(平成18年3月策定。以下、「集中改革プラン」という。)」

においては、職員数の削減目標を掲げていたと記憶している。

#### 職員課)

---

「集中改革プラン」では、市町合併によるスケールメリットを有効にするという観点から、平成 18 年度からの 10 年間で概ね 300 人の職員数削減を目標としてきており、実績として平成 27 年度までに 270 人を削減しているが、「集中改革プラン」では、医療従事者は削減対象としていなかったことから、P.3 のグラフタイトルでは、「市民病院職員を除く」と但し書きをしている。

#### 委員長)

---

ほかに意見等ないか。

では、続いて、第 2 章の内容について、意見等ないか。

#### 委員)

---

P.11 は、上段に「選択と集中」による行政サービスの見直しについて具体的な説明があり、下段には、【「選択と集中」による行政サービスの見直しイメージ】として図が挿入されている構成となっているが、図がうまく上段の説明内容を体現できていないと感じる。

この図からは、「選択と集中」というより、市が担う行政サービスを「分別」し、市以外の主体へ「分散」していくという印象を受ける。

また、この図からは、事務・事業ごとに主体（担い手）を明確に区切っている印象を受けるが、実際は業務の一部を民営化するといった手法となり、明確に行政以外が主体になるサービスとして区切ることは難しいのではないかと思うが、どうか。

#### 事務局)

---

P.11 下段の図は、「選択と集中」のイメージであり、概念を示すものをご理解いただきたい。

#### 委員)

---

市民等が主体となるケースとして、住民協議会が行う事業がある。

例えば、敬老会の運営については、市から予算を配当してもらい、その予算内で、運営や住民協議会独自のイベント等サービス提供を行っているので、このような観点で見れば、P.11 下段の図で意図することは理解できるのではないか。

#### 委員)

---

図の表現に工夫が必要ではないか。視覚的にはまず下段の図に目が行くが、一見で内容を把握することは難しく、結局本文をよく読まなければならない。

事務局)

---

ひとつの図で「選択と集中」と「協働」という相関性の高い内容を同時に表現しようと試みたが、「一見では理解しがたい」というご意見もいただいているので、再考させていただく。

委員長)

---

P.7 下段の「普通交付税の交付額推計」に関する図であるが、平成 32 年以降同じ金額で推移することになっているが、このような見通しとなっているのか。

財務課)

---

将来の普通交付税額については、今後の景気の動向および人口動態等によって変動するもので推計することは難しい面がある。

この図の配置意図は、過去の実績および現時点において推計できる「合併算定替」の終了に伴う割増分の減少を示すことである。

委員長)

---

それであれば不透明な部分は記載すべきではないのではないか。

委員)

---

もしくは、今の説明を注意書き等に表すべきであると思う。

財務課)

---

改めて図の表示内容について検討させていただく。

委員長)

---

ほかに意見等ないか。

では、続いて、第 3 章の内容について、意見等ないか。

委員)

---

P.16 上段「推進体制」の図の中で、「民間委託等検討委員会」という機関があるが、委員構成に外部委員は登用しないようであるが、庁内委員のみの組織で、民間活力の活用を検討すること

が可能なのか。例えば、施設管理を委託する案件であれば、施設ごとの専門家を招聘する等した方がよいのではないか。

また、「民間委託等検討委員会」の所掌事務はどのようなものか。

#### 事務局)

---

「民間委託等検討委員会」は多様化する住民ニーズに対応すべく、公の施設管理等に民間活力を導入し、住民サービスの向上を図ることを目的として、10年ほど前から組織しており、主に指定管理者制度に係る協議を主体としてきたが、昨年度実施した「松阪市ジョイントパートナー制度（以下、「JP制度」という。）」の制度構築等に関しても、「民間委託等検討委員会」が意見等を行っている。

また、委員の指摘通り、「民間委託等検討委員会」は庁内委員のみで組織されているが、平成25年度に行った、「飯南・飯高地域観光施設のあり方」検討においては、別途検討委員会を構成し、民間の方々にアドバイザーとして参画していただいているほか、指定管理者制度に関しても、募集要項等の作成や、指定管理者の選定に関しては、別途審査・選定委員会を設置し、外部委員を登用している。

「民間委託等検討委員会」は、まず市として、事案に対して民間活力を導入すべきか否かを判断する機関であるをご理解いただきたい。

なお、事業としての実施には至っていないが、PFI手法の導入に関しても、当該機関での承認後には、民間の専門家とアドバイザー契約し取組を進めたこともある。

#### 委員)

---

今の説明を聞けば、どういう機関であるかが理解できるが、P.16の図のみで全容を把握するのは困難である。

また、「民間委託等検討委員会」の説明には、「住民サービスの向上を図ることを目的とする」との表現があるが、推進体制図の中で、行政サービスの受け手である市民等からの意見が反映される仕組みが見当たらない。

#### 委員)

---

P.16の図では、各機関の役割がいまひとつ不透明であるのは同感である。どれくらいのボリュームであるかはともかく、「民間委託等検討委員会」という名称は期待を抱かせる。

ただし、「民間委託等検討委員会」に民間の委員を登用するという考えに関しては、委員自身



が当事者となりうる可能性等も考慮すると、難しい面もあるのではないかと感じる。

事務局)

---

先に説明した通り、これまで「民間委託等検討委員会」は指定管理者制度に係る、施設所管課からの導入提案における、指定管理期間や指定管理料の是非を協議しており、ある種ルーチンワーク的であった。

しかし、昨年度実施した「JP 制度」をはじめ、「方針（案）」でも示しているとおり、今後の新たな民間活力の導入に取り組んでいく中では、当然、サービスの受け手である市民の意見というものを重視していく必要があり、本委員会がまさにその位置づけであると考えている。

P.16 の図に関しては、そういった意図が伝わるよう、表現等を再考させていただく。

委員)

---

「JP 制度」の制度構築や提案審査に本委員会が活用されたのがまさにその事例であると思う。

委員長)

---

同じく P.16 の図について、「民間委託等検討委員会」に限らず、市の「行財政改革」推進における市民等の関係性が見えない。

図に表すことはできないか。 現在実施しているパブリックコメント等が該当すると思うが。

委員)

---

図の中に「市民等」や「パブリックコメント等」といった記述を追加してはどうか。

事務局)

---

市民等との関わりについて、表現を再考させていただくとともに、庁内の意思形成過程と、外部意見等との相関がわかりやすい図となるよう、再度研究させていただく。

委員長)

---

ほかに意見等ないか。

それでは、第 4 章へ移るが、第 4 章は「改革の視点」として、具体的な取組内容が示されており、本「方針（案）」において最も重要なパートであることから、3つの「基本方針」単位で区切って進行させていただく。

委員長)

---

まず、「基本方針」の「I.持続可能な市政運営の推進」の4つの「改革の視点」について、意見等ないか。

※参考

I-①「事務・事業の見直し」：経営企画課

I-②「公共施設マネジメント」：公共施設マネジメント推進室

I-③「自主財源の確保と収納強化」：経営企画課

I-④「受益者負担の検証」：経営企画課

委員)

---

I-③「自主財源の確保と収納強化」の中で、具体的取組1.(2)に「ふるさと応援寄附金」に関する取組が挙げられているが、松阪市では、寄附金の使途について、「各住民協議会の活動支援」を指定することが可能となっており、例えば、市民が、自らが属する住民協議会への活動支援を指定することが可能である。

このようなケースの場合、市の財源確保にはつながらないと思う。

委員)

---

「ふるさと応援寄附金」は、自身が属する自治体に対して行うことが可能なのか。

地域づくり応援室)

---

本市においては、「ふるさと応援寄附金」の活用先を寄附者が指定することができるが、その中のメニューとして、平成23年度から、「住民協議会の活動支援」を選択することが可能となっている。いただいた寄附金については、「松阪市住民協議会へのふるさと応援寄附金充当審査会（以下、「充当審査会」という。）」にて、指定された住民協議会への交付金加算の是非を審査した上で、市議会の承認を得て交付金加算を行う仕組みとなっている。

松阪市民が「ふるさと応援寄附金」を行い、その使途を「住民協議会の活動支援」と指定することは可能であるが、市外の方に対しては寄附額に応じた返礼品を贈答するが、市民に対しては返礼がないといった違いがある。

委員)

---

そのような仕組みであれば、市民が、自身が属する住民協議会に対し、積極的に寄附を行うことで、市民税の控除を受け、かつ自身の寄附を自身が属する住民協議会に還元するという現象が噴出してしまふ恐れがあるのではないか。

#### 副委員長)

---

交付金加算の決定は、事案が発生する都度市議会へ諮るのか。

#### 地域づくり応援室)

---

交付金加算のスケジュールについては、「充当審査会」を年2回開催し、それぞれ、4～9月、10～3月の期間にいただいた寄附について、審査を行い、その後直近の市議会定例会に諮ることになる。それぞれ、当初予算、6月補正予算に反映するスケジュールとなっている。

なお、指摘のあった、市民からの「ふるさと応援寄附金」については、現在のところ、件数が少なく、懸念される事態は起きていない。

なお、住民協議会に指定がある寄附については、交付金を受ける対象となる住民協議会より事業計画書を提出いただき、その内容に基づき「充当審査会」にて審査を行う。特に地域を指定せず、住民協議会全体をご支援いただく場合には、「地域の元気応援事業」の原資等とさせていただいている。

#### 委員)

---

寄附金の使途について、審査機関や事業計画書があるということであれば、ある程度交付金加算の適正性は保たれるということになるので、よいのではないかと。

#### 委員)

---

本来、納税は自身のまちに対し行うべきであると考えているが、近年ふるさと納税のクーポン化等が目立ち、本来の意味が薄れているのではないかと感じる。

松阪市では、住民協議会単位にまで活用目的を指定できるなど、より進化した形になっているということを知った。

#### 委員長)

---

ほかはないか。

では続いて、Ⅱ.「公民連携と開かれた市政運営の推進」の3つの「改革の視点」について、意見等ないか。

#### ※参考

Ⅱ-①「民間活力の導入」：経営企画課

Ⅱ-②「市民参画・協働の推進」：地域づくり応援室

Ⅱ-③「ICTを活用した情報化の推進」：情報企画課

委員)

---

P.39 から P.42 にかけて、Ⅱ-③「ICT を活用した情報化の推進」の記述が続くが、「ICT」の概念自体の説明がなされていないのではないか。

事務局)

---

本「方針（案）」において、「ICT」が初出となる P.9 脚注にて語句の説明を記載している。

委員)

---

「ICT」という概念は幅広く、「松阪市における ICT」の定義づけのような説明は別途あった方が良いのではないか。

また、Ⅱ-③「ICT を活用した情報化の推進」における用語は、どれも難解なものが多く、脚注を読んでみてもよくわからないという方が多いのではないか。

これは全編通して言えることだが、表現が難しく、また、カタカナの用語が多いため、市民がとりつきにくい内容であると感じる。

委員)

---

Ⅱ-①「民間活力の導入」の P.34「具体的取組」の各項について、前回提示された資料とは記載順が異なっているが、これは優先順位等の意図があるのか。

また、「具体的取組」の各項目名と、「取組スケジュール」図の表記に一部違いがみられるが、これは良いのか。

事務局)

---

P.34「具体的取組」における各取組の記載順を変更したことにに関して、優先順等の意図はなく、レイアウトや記載内容を再調整した結果である。

「取組スケジュール」図における表記は、「具体的取組」におけるプロセス等を可視化したものであり、必ずしも「具体的取組」の表記とは一致しないものである。

委員長)

---

ほかにないか。

では続いて、Ⅲ、「合理的で質の高い市政運営の推進」の3つの「改革の視点」について、意見等ないか。

※参考

Ⅲ-①「ワーク・ライフ・マネジメント」：職員課

Ⅲ-②「機能的な行政組織」：経営企画課

Ⅲ-③「職員力の強化」：職員課

委員)

Ⅲ-③「職員力の強化」P.52 下段において、「人事評価」の内容を、課長級以上の職員の「勤勉手当」に反映する旨の記載があるが、一般職等への導入拡大の予定はあるのか。

また、「勤勉手当」とは、職員給与においてどの程度の割合のものであるのかが、記載内容からは読み取れない。

職員課)

「人事評価制度」の職員給与への反映については、地方公務員法の要請もあり、本「方針(案)」の計画期間内の目標として、課長級以上への導入を掲げている。

一般職等への導入も検討しているが、まずは課長級以上への導入による効果検証等を経て、順次拡大することを考えている。

「勤勉手当」とは、いわゆる夏季、冬季の「ボーナス」の一部であり、「勤勉手当」について、「人事評価」に応じた配当を行うということである。

委員)

「勤勉手当」の「ボーナス」全体における割合はどの程度か。

職員の給与査定に、民間に倣って「能力給」が導入されることは良いことであると思うが、どれくらい影響があるのかについて、市民は知りたいのではないか。

また、そもそも市民にとっては、「勤勉手当」が如何なるものかよくわからないのではないか。

職員課)

「勤勉手当」に関する説明についても、誤解や理解不足を招く恐れがあるため、表現等改めて検討させていただく。

※参考 期末・勤勉手当の状況（平成 27 年度）

| 期     | 期末手当     | 勤勉手当     | 勤勉手当の割合 (%) |
|-------|----------|----------|-------------|
| 6 月期  | 1.225 月分 | 0.750 月分 | 約 38%       |
| 12 月期 | 1.375 月分 | 0.850 月分 | 約 38%       |

出典：広報まつさか 11 月号

委員)

---

形はどうであれ、「能力給」を導入するのであれば、しっかりとした透明性の高い制度構築が必要になってくる。

委員)

---

Ⅲ-④「ワーク・ライフ・マネジメント」のP.45 上段において、「女性管理職職員の比率 30%以上」を目標に掲げているが、これは、三重県の現状値の約 3 倍に相当しており、大変良い目標であると思うが、市の現状はどのようなものか。

職員課)

---

職員全体では、平成 27 年度における女性管理職職員比率は 25.5%であり、過去 3 年間は 25%前後を推移している状況にある。

これだけ見れば、たった 5%の向上と受け取られるかもしれないが、「職員全体」には幼稚園教諭および保育士が含まれており、これらを除いた、事務・技術職職員における女性管理職の比率は平成 27 年度 14.2%という状況である。

目標達成には事務・技術職職員における女性管理職の比率の大幅な向上が求められるため、決して容易な目標設定ではないことをご理解いただきたい。

副委員長)

---

本庁の職員だけに限定すると、どのような割合になるのか。

職員課)

---

本庁の職員という区分での集計は行っていないが、一般行政職と技術職のみに限定した場合は、女性管理職の比率は平成 27 年度実績 14.2%という状況である。

委員)

---

「方針（案）」における目標数値には、幼稚園教諭・保育士を含めるのか。

職員課)

---

目標数値は、幼稚園教諭・保育士を含めたもので定めたいと考えている。

委員長)

---

ほかにないか。

では、改めて、全体を通して意見等ないか。

委員)

---

I-②「公共施設マネジメント」のP.21 下段には「めざす姿」の1.として施設保有総量の適正化に関する、施設の延床面積の削減目標が表で示されているが、この表について、前回の委員会において、「すべての施設が一律に削減されるという誤解を招くのではないか」との意見があった。

この意見を受け、P.22 下段「具体的取組」の2.として、削減等の優先順位に関する記述を追加されたとの説明であったが、この説明と当該表の位置関係が離れているため、表近くの本文中にも、同様の説明があっても良いのではないか。

公共施設マネジメント推進室)

---

P.21「めざす姿」を実現するための手法として、P.22「具体的取組」を論じる構成となっていることから、現在の位置関係にて記載していることをご理解いただきたい。

委員)

---

I-④「受益者負担の検証」P.32の「取組スケジュール」を見ると、「工程」として、時間経過ごとの取組内容を図示しているが、「工程」の下段にある「取組内容」との相関はどのようにみれば良いのか。

事務局)

---

P.32「取組スケジュール」の図においては、「工程」に大きく3つの取組を記載しているが、これらはP.31中段から始まる「具体的取組」の各項と同じ順番になっており、見出し番号がリンクしており、「取組スケジュール」下段「取組内容」の先頭の数字についても同様にリンクしているとご理解いただきたい。

委員)

---

そうであれば、P.32「取組スケジュール」下段の「取組内容」の平成29年度枠内には「4.」という項目が存在するが、これは間違いではないか。

事務局)

---

表記間違いであり、正しくは「3.」とすべきである。

修正させていただく。

委員)

---

P.48～P.50のⅢ-②「機能的な行政組織」に関して、P.50の「取組スケジュール」では、平成28年度を取組として「組織機構改革（平成29年4月より新組織体制の導入）」という表記があるが、P.49の「具体的取組」の各項目の内容としては取り上げられておらず、どのようなものかわかりづらいのではないかと。

事務局)

---

「機能的な行政組織」をめざす上で、数年に一度現状の行政課題に対応するための、「新しい組織機構」を構想し、大きく市役所組織を改編することが「組織機構改革」であるが、次回の大きな改編を平成29年4月1日に行う予定であるため、「取組スケジュール」の平成28年度の内容として記載している。

本「方針（案）」における「具体的取組」には、現在の市を取り巻く課題に基づいた、平成29年度以降も検討していくべき内容を記述しているのご理解いただきたい。

委員)

---

現在の「具体的取組」を見ると、「窓口」に関する項目が多く、それ以外の検討課題がわからないので、記載できるものがあるのであれば、表現してはどうか。

事務局)

---

検討させていただく。

委員長)

---

ほかにないか。

それでは、これにて事項2.「『松阪市行財政改革推進方針（案）』について」を終了する。

続いて、事項書3.「その他」に移るが、委員、事務局より報告等ないか。

(委員、事務局ともになし)

それでは、以上で本日の議事を終了とする。

事務局)

---



本日も長時間にわたり、熱心にご協議等いただき感謝する。

本日調整したとおり、次回、第4回の松阪市行財政改革推進委員会は平成29年2月3日(金)午後1時30分より開催とさせていただきます。

なお、本日の議事録は公開の対象となるため、事務局でとりまとめ次第、公開前に各委員に送付するので、確認の上、修正等必要な場合は、経営企画課までご連絡いただきたい。

以上で、平成28年度第3回松阪市行財政改革推進委員会を終了する。

(午前11時55分 終了)

以上